

《ひょうごノーリフティングケア優良モデル施設の認定要件》

ひょうごノーリフティングケア優良モデル施設の認定をするにあたり、以下の項目で審査を行う。

1. モデル施設の役割としての取り組み ※認定期間中の実績が必要

- 1-1) 「ノーリフティングケア」の普及推進のための視察や見学の受け入れ実績
- 1-2) 「ノーリフティングケア」の普及推進のための実践発表・報告の実績
- 1-3) 「ノーリフティングケア指導者養成研修」の受講（認定期間中に1回以上）

2. 組織体制の構築、ノーリフティングケアの教育に関する取り組み実績

- 2-1) 職員はノーリフティングの必要性（理念）を理解できている。
 - ・理解度テスト対象者は、正規・非正規職員に関わらず、また介護職・事務職等の職種に関わらず全ての職員を対象とする。但し、短時間勤務職員などは対象としない。
 - ・職員による回答率は70%以上が必要である。
- 2-2) ノーリフティングケアが実践できる組織体制の整備
- 2-3) 職員教育の体制整備
- 2-4) 指導者養成（指導者の基準・実績・計画）

3. 環境整備に関する取り組み実績 ※認定期間中、毎年実践することが望ましい

- 3-1) 介護現場の危険な場所の把握（リスク抽出）
- 3-2) リスク抽出結果を基に、改善計画の立案と実践
- 3-3) 福祉用具が導入され、今後3年間の導入計画の立案

4. 職員の健康管理（腰痛予防）に関する取り組み実績 ※認定期間中、毎年実践することが望ましい

- 4-1) 腰痛調査票を基に、腰痛調査を実施する。
 - ・調査対象者は全職員とする（正規、非正規、常勤、非常勤問わず）。ただし、短時間勤務など勤務時間が短い職員は除く。
- 4-2) 衛生委員会等と連携したリスク軽減対策を講ずる体制
(安全衛生委員会がない事業所の場合、それに準ずる委員会等との連携を示すこと)
- 4-3) 腰痛発生リスクの高い介護内容に対する改善策を講じる

5. 対象者に対するノーリフティングケアの提供

- 5-1) 通常のケアプランの見直しではなく、ノーリフティングケアを実践するための介護計画等の見直し